
平成29年 第6回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成29年12月20日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成29年12月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第71号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第72号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第73号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第74号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第82号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第83号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第84号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第85号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第86号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第87号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第88号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第89号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第90号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議案第91号 町道路線の認定について

(追加議案)

- 日程第24 議案第92号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第93号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第26 議案第94号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第95号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 発議案第12号 安倍政権下での憲法9条の改憲に反対する意見書
- 日程第29 議員派遣
- 日程第30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第71号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第72号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第73号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第74号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第82号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第83号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第84号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第85号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第86号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第87号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第20 議案第88号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第89号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第90号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
日程第23 議案第91号 町道路線の認定について

(追加議案)

- 日程第24 議案第92号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第25 議案第93号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号）
日程第26 議案第94号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第95号 南部町教育委員会委員の任命について
日程第28 発議案第12号 安倍政権下での憲法9条の改憲に反対する意見書
日程第29 議員派遣
日程第30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 加藤学君	2番 荊尾芳之君
3番 滝山克己君	4番 長束博信君
5番 白川立真君	6番 三鴨義文君
7番 仲田司朗君	8番 板井隆君
9番 景山浩君	10番 細田元教君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩田典弘君 書記 杉谷元宏君
書記 小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
総務課課長補佐	藤原宰君	企画監	中田達彦君
企画政策課長	大塚壮君	防災監	種茂美君
税務課長	伊藤真君	町民生活課長	山根修子君
子育て支援課長	仲田磨理子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	糸田由起君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	田子勝利君	産業課長	芝田卓巳君
監査委員	仲田和男君		

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名します。

13番、真壁容子君、1番、加藤学君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで議事に入る前に、去る12日に行われました一般質問、板井議員の質疑に対する答弁に若干訂正をしたいという教育長の申し出がありましたので、許可をしております。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） おはようございます。教育長でございます。板井議員さんの一般質問

にお答えをする中で、誤解につながる表現でお答えをした箇所がございましたので、おわびを申し上げます。

詳細につきましては、課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、見世直樹君。

○総務・学校教育課長（見世 直樹君） 総務・学校教育課長です。おはようございます。12月12日の一般質問におきまして、板井議員の子供の携帯、スマホの所有率の御質問に対して誤解を生じるところがありましたので、おわびして再度回答させていただきます。

引用しました調査は、全国学力・学習状況調査ですが、質問事項は、ふだん1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマホを使って通話、メール、インターネットをしているかというものです。この回答の中で、南部町6年生の44.2%が携帯、スマホを持っていないと答え、逆算をすれば約50%が持っているというふうに私はお答えしたんですけども、家族のものを使っている可能性もありますので、必ずしも自分の携帯を持っているという児童のパーセントではありませんので、おわびして訂正させていただきます。

それから、中学校3年生では、携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますかという質問です。これに対し、南部町では中3が26%が携帯、スマホを持っていないと答えています。逆算をすると74%が持っているとなりますが、これも約束しているのは自分の携帯とは限りませんので、7割が自分のものを持っているという表現は誤りになりますので、訂正させていただきます。

以上、御理解をよろしく願います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上の訂正、御理解していただきますようによろしく願います。それでは、議事を進めます。

日程第3 議案第71号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第72号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第72号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第72号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第73号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第73号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第73号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第74号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第74号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第74号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で

可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 議案第75号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について。本施設の名称は、青年の家です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第8 議案第76号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称は、上長田会館です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第9 議案第77号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称は、南部町総合福祉センター「いこい荘」です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第10 議案第78号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称は、南部町営西伯カントリーパークです。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成者8名、反対者3名の賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対ございましたので、それぞれの意見の要旨を申し上げます。

まず、反対者の理由としては、指定管理制度で公募と言いながら、1社のみしか来ていない。競争原理、公平性がとれないやり方であると感じる。本当にこのやり方で指定管理を続けることが町にとってメリットがあるのかということを考えざるを得ない。直営に戻すとか、他の方法を考えるべきである。現地を見て管理について予算面で町の責任があるとしても、指定管理として十分に管理されていると言えない状況である。予算内でできないのであれば、予算を入れていくとか、町としてカントリーパークをどのようにしていくのかということも問うていかなければならない。苦言を呈して改善を求めていきたい。

賛成者の意見といたしましては、現地の姿を見て、町のメリットが本当にあるのかどうか、指定管理されてよかったのかどうか考えさせられましたが、説明によると、一般公募しても相手が来なかった。その理由は魅力がなかったのかどうか不安はありますが、条例に基づいて行った結

果ですので、3月議会に内容や金額が出た時点で精査をしたい。いろいろと現地を見て感じたが、賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第78号は、公の施設の指定管理者の指定で、西伯カントリーパークを平成30年の4月1日から平成33年3月31日まで、指定管理者となる団体の株式会社TKSSを指定管理者とするという内容のものです。

今回、町議会では、先ほど委員長が報告してくださったように、今回出ている公の施設の指定管理の7つの議案に基づいて7カ所を全員で調査に行ってきたところです。

反対のまず1点は、委員長が言ってくださったように、一つは指定管理を条例に基づいてしていくんだけど、長年することによって弊害というのが出ているのではないかと。一つには、指定管理というのは、いわゆる経営、町の財政面から見ての効率の問題ですよね。それと、積極的に民間のノウハウを生かしていくのだということがあったと思うんですよ。

ところが、1社しか来ない現状は、やはりそこが民間としてもうけの対象にならないからというのは明白だと思うんです。とすれば、1社しかなかったの仕方がないのではないかとこの段階で、私は全体的な町の指定管理のあり方も見直すべきではないかというふうに考えています。

その結果、そしたらどうだったのかという少なくともこの3年間の、全部見ていたわけではないですけども、現状見に行った場合、仮に冬季期間で顧客が来る状況ではないにしても、賛成している議員からも出ているように、とてもじゃないけれども対象地域全体が管理されている状況ではないというのが、誰が見ても明白であったというふうに思うのです。

それはやはり指定管理のここに報告書が出ていますが、その中で書かれていますように、条例で賛成してくるというのですが、ここの指定管理が行うというところで書いてありますこの中に、指定管理者の候補者の選定等のところで、選定基準等で「事業計画書の内容が、当該対象施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、対象施設を管理する業務に係る経費の節減を図るものである。」というふうに書かれているのですが、見えてくるのは経費節減で、町がお金出さなかったらこうなるのかなという状況です。これはこれまで町がつくってきた施設をどうしていくかという姿勢が見事に出ているのではないかとこのように思わざるを得ませんでした。

正直言ってあの段階を見ていて、今町長が言っているポケットパークとか言いますが、一体、施設をどのように管理、維持していくのかということをはっきりと示さなければ、新しい施設取っかかるということは住民感覚として難しいとも思っています。

もう一つの点でいえば、カントリーパークの収支報告書がこの資料の中に出されています。この資料で見る限りは、28年度、町費が1,060万4,000円、利用料が135万、その他の収入が13万6,000円で、1,209万の収入でやっていくわけですが。これを見れば御存じのように、135万の収入というのは全盛期の3分の1以下になっているのではないのでしょうか。これは人が少なくなった等を考えましても、指定管理者と一緒に協議して町がどのようにしていくかというところでの努力ということが問われてくると思うんです。

それで、支出の部で見れば、1,209万のうちの消費税が79万1,982円、本社経費が23万4,517円、合わせて1,200万のうちの100万近くが指定管理による経費で出ているということになっています。節減すると地域内循環を考えれば、このお金を地域で雇うことに回していくことのほうがはるかに町とすればメリットあるのではないかというふうに思うわけです。

お聞きしている中では、議員の中から、このカントリーパークを指定管理している会社が主催の野球大会等があって人もふえるのだと言いましたが、使用料等を考えたらそのことによるメリットというのはそんなに多いとも考えられません。ということを考えれば、今、町内で関係者の声を聞きながら、中には町内でここを指定管理してもいいという団体があるというふうにも聞いております。

私は、直営に戻さないしは町内でより有効に使えるようなところと協議していく方法も考える時期ではないかと思えます。よって、今後3年間、この指定管理に出すということには反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について、南部町営西伯カントリーパークを株式会社TKSSに指定管理に出すものについて、私は賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由は、株式会社TKSSは、カントリーパークの指定管理が始まってから、最初から現在までずっと受託をしている会社であります。野球場やテニスコートの維持管理のノウハウを持っています。専門性があるということでございます。野球場の芝生やグラウンドの土の管理と

いうものは、やはり専門性を必要とするものだと思います。球場利用者から喜ばれ、信頼を得ております。

また、実際の管理体制も常に管理人が常駐し、私も特に利用者という立場でもございますので、野球場の使用が終われば当然グラウンド整備等やりますが、管理人さんが球場にきちんと立って、もうちょっと丁寧にとか、ダッグアウトの砂もきちんと出してねとか、そういうふうにご利用と一緒に球管理してる姿をよく見ます。ですので、このカントリーパークのTKSSの指定管理ということについては賛成するものでございます。

施設利用は使用料を払って利用します。使用料に見合った施設の管理ができていなければ、利用者はだんだん減少し離れていきます。私は、一般質問でも取り上げましたが、新しくできた中段に駐車場ができましたが、その上にある多目的グラウンドへのアクセス道を新しくつけてほしい、利便性を上げてほしいとお願いをしました。この多目的グラウンドは、町内の方が使用すれば無料ですが、町外の方が使用すれば1日300円の利用料がかかると条例にあります。我々は野球場で試合をする場合のサブグラウンドとしてこのグラウンドを使っていますが、現状は大変草だらけ、荒れた状態にも見ます。利用の申し込みがないから指定管理者はきれいにしないのか、草だらけで汚れているから利用者が来ないのか、使用料を取っているわけですから、十分に使える施設をしっかりと管理していただきたいと考えます。

指定管理は、カントリーパーク内の全ての施設全体についてであると思います。指定管理料の予算は、平成30年度のこれから決めるという当局の説明がありました。町と指定管理者でしっかり協議いただき、今後の管理体制をよいものにし、カントリーパークに住民がたくさん来て楽しい公園になるようにしていただきたい。以上、賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称は、南部町東長田山村広場並びに南部町東長田山村交流施設ふれあいセンターです。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第12 議案第80号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。公の施設の名称は、南部町民野球場並びに南部町民運動場です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 0 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定についてです。公の施設の名称は、南部町農産物直売所です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 1 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 8 2 号、平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 2 号、平成 29 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 2 号、平成 29 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 8 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 8 3 号、平成 29 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 8 3 号、平成 29 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 3 号、平成 29 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 8 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 6、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 4 号、平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 4 号、平成 2 9 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 8 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 7、議案第 8 5 号、平成 2 9 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 85 号、平成 29 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 85 号、平成 29 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 18 議案第 86 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 18、議案第 86 号、平成 29 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 86 号、平成 29 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 86 号、平成 29 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 19 議案第 87 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、議案第 87 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 87 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 87 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 20 議案第 88 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 88 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 88 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 88 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 21 議案第 89 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 21、議案第 89 号、平成 29 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 89 号、平成 29 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 89 号、平成 29 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を

採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 9 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 9 0 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 0 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 0 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 9 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、議案第 9 1 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第91号、町道路線の認定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第91号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとります。

午前9時39分休憩

午前9時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議事を進めます。

日程第24 議案第92号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第24、議案第92号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第92号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは本年の人事院勧告の内容に準じて職員の勤勉手当及び給料表を改定するもので、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が特別国会にて12月8日に可決したことを受けて、追加で上程をさせていただくものでございます。

給料表を国に合わせて改定し、町としては平均0.2%の引き上げとするとともに、勤勉手当の支給率を年0.1カ月引き上げるものでございます。また、これらの給与改定とあわせて職務分類表に社会福祉士の職を加えるものでございます。

条例の内容でございますが、まず、第1条の改正内容といたしまして、12月に支給する勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については100分の85であったものを100分の95へ、再任用職員は100分の40であったものを100分の45へ改定。また、職員の給与月額を別表1のとおり改定をするものでございます。

次に、第2条の改正内容でございます。これは第1条において改正する勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については100分の90へ、再任用職員は100分の42.5へ改定することと、別表第2の職務分類表に社会福祉士の職を加えるものでございます。

この条例の施行は、公布の日からとしておりますが、第2条の規定については平成30年4月1日から施行することとしております。

また、第1条の規定については、平成29年4月1日から適用することとしております。

つまり、給与表の改定については、ことしの4月1日から適用、勤勉手当については、ことしについては12月に現行よりも0.1カ月引き上げ、来年からは6月と12月にそれぞれ現行より0.05カ月引き上げるものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第92号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に……。

休憩します。

午前9時45分休憩

午前 9 時 4 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

これより、議案第 9 2 号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 9 2 号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 9 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、議案第 9 3 号、平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。本補正予算につきましては、先ほどの議案第 9 2 号に関するものでございます。

議案第 9 3 号

平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 9 年度南部町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 2 4 2, 3 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 2 9 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

5 ページをお開きください。歳出のほうですが、ここから 1 0 ページまでは各費目における額

を記載しております。

また、4ページにおきましては、下の段になりますが、前年度繰越金を充てております。記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

また、事業説明書に各費目の状況を記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第93号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

議案第93号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第26 議案第94号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、議案第94号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。議案第94号でございますが、こちらも議案第92号によるものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

.....

議案第94号

平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,546,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月20日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

休憩を、議長。

○議長(秦伊知郎君) 休憩をとります。

午前9時49分休憩

午前9時49分再開

○議長(秦伊知郎君) 再開します。

○町民生活課長(山根修子君) 大変失礼いたしました。先ほど読み上げさせていただいた文字に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

第1条でございますが、「歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47千円を増額し、」というふうに提出させていただきたいと思っております。

○議長(秦伊知郎君) ただいま訂正の申し入れがありましたので、議事録のほうをよろしくお願いたします。

どうぞ。

○町民生活課長(山根修子君) よろしくお願いたします。

中身につきましてですが、4ページをごらんください。明細について説明を申し上げます。まず、歳出でございますが、保健事業費の2項保健事業費、1目健康施設管理費でございます。先ほど最初に説明させていただきましたとおり、議案第92号の改正によるものでございます。

歳入といたしましては、雑入のほうを充てたいというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして、給与費明細書でございますが、職員の異動はございませんのでその金額を充てておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第94号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第94号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

（「休憩動議。発議案では意見書提出」と呼ぶ者あり）

ただいま休憩の動議が出ましたので、休憩をいたします。（「動議が2人以上とあるので、賛成しとらんといけえへんし」「休憩動議」「誰か賛成してあげないけんで」「どなたか賛成してね、休憩動議」と呼ぶ者あり）休憩します。

午前9時51分休憩

.....

午前9時51分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（「休憩動議出します」「賛成」と呼ぶ者あり）手を挙げて言ってください。

休憩動議が出ましたので、休憩をとります。再開は10時15分にします。

午前 9時52分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第27 議案第95号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、議案第95号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、追加議案で議案第95号について御説明いたします。南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南部町清水川167番地。氏名、畠美枝子。生年月日はごらんとおりでございます。

この方は、森岡紀子さんの後任として任命同意をお願いするものでございます。森岡さんの任期が29年の今年の12月21日ということになっております。お手元のほうにお配りしてまいりょうに、非常に優秀な識見をお持ちの方でございますので、ぜひ同意をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 質疑ということと、それからあわせてなんですけども、実は教育委員会法が変わりましたものですから、これからだと思ふんですけども、今後も、この中の提案の理由にはあるんですけども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によるんですけども、今までにも大きな問題とかそういうものなかったんですけども、一層町民の教育に対する要望については反映していただきたいということでもあります。

それから、聞こうと思ってたのは、前任、退任される方が森岡委員だということがわかりましたので、それを受けとめたいと思います。

それと、今回新たにこういうぐあいに任命される方、推薦される方の経歴だとか、あるいは資格、そういうものが提示されておりますので、非常にいいことだと思います。私は、今後もこのことを続けていただきたいということを申し述べておきます。別に私としてはこの任命者について異議を申すものではありませんが、ただ、意見として述べたものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成者のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 5 号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第 9 5 号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

日程第 2 8 発議案第 1 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 8、発議案第 1 2 号、安倍政権下での憲法 9 条の改憲に反対する意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、議案に発議させていただきました、安倍政権下での憲法 9 条の改憲に反対する意見書（案）を提出いたします。

.....

発議案第 1 2 号

安倍政権下での憲法 9 条の改憲に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 提出

提出者 南部町議会議員 真 壁 容 子

賛成者 同 長 東 博 信

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

中身については読ませていただきますので、よろしく願いいたします。

.....

別紙

安倍政権下での憲法 9 条の改憲に反対する意見書（案）

安倍首相は、総選挙の翌日、「与野党にかかわらず、幅広い合意形成をするように努力を重ねていかねばならない」と、改憲への強い執念を見せた。来年の通常国会にも憲法改定の国会発議を行おうというのが、描いているスケジュールだ。

憲法施行70年の今年の5月3日、安倍首相は突然、「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べた。この発言を受けて改憲への動きが急速に強まっているのが現状だ。

これまでに、安倍首相は、従来一貫して憲法上認められないとされてきた集団的自衛権の行使を、閣議決定で行使可能とし、世界中で自衛隊が武力紛争に関与する可能性を開いた。今、憲法9条に自衛隊を明記する改定を行えば、9条2項（戦力不保持）の空文化＝死文化に道を開き、海外での武力行使が文字通り無制限になってしまうことは明らかだ。

戦後70年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力が憲法9条の存在であることは多くの国民が承知している。先の戦争では、自治体も「兵事」として戦時下、徴兵制のもと、兵の招集に応じてきた経過がある。町誌には「戦敗れて国土荒廃した。しかしこれは復興可能で今日見るような立派な国土として生まれ変わった。が、しかし失われた生命は永久に帰来ぬ。350名の英霊に低頭合掌し、悲嘆断腸の涙を絞るのである」（「西伯町誌」第三編行政 第二章一般行政第五節兵事 P. 308）と記述されている。後生に生きるものとして問われている。

記

日本がふたたび海外で「戦争する国」にしないためにも、安倍首相らによる憲法9条の改憲をやめるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

これについては議員の皆さんもいろいろな意見があるとは思いますが、戦後70年たって今の時期、地方自治体に携わる者としても、今の国の動きを見ていて、何らかの声を上げていかなきゃならないというのは住民の声からも明らかだというふうに思います。これは一つの党がどう考えているという問題ではないと思います。

世論調査の中では、自民党を支持している50%の方々も、来年、憲法発議で9条を変えていくことには反対だという世論調査も出ておりますので、ぜひとも町会議員の皆さんの御同意を得て国会に提出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。質疑をさせていただければと思います。先ほど真壁議員のほうで朗読されました発議案第12号について、3点ほど聞いてみたいと思います。

まず、1つ目は、自衛隊の存在についてです。この自衛隊、そして日米安保条約が成立して半世紀以上が経過してるわけなんですけれど、特に自衛隊の存在は国民の皆さんからも広範囲で支持を得ているというふうに思っています。この意見書では、自衛隊の存続も違憲であるというように受け取れますし、また、このことについてどういうふうに感じておられるのか、それについての答弁をお願いしたいと思います。

2つ目は、意見書の文中でもありました「日本がふたたび海外で「戦争する国」にしないためにも」というのもあるのですが、現在の国際情勢、特に北朝鮮のミサイル、日本の国土の上を通過しましたミサイルや、そして中国の尖閣諸島への侵入など、また、国際的なテロも発生をしております。日本としての国際的立場をどのように考えておられるのか。

また、文中の最初では「安倍政権下での憲法9条の改憲に反対する」とありますけれど、じゃあ、誰ならば賛成ができるのか、どの政党で誰ならば賛成ができるのか、そういったことも含めてこの案なのか、その3点について聞いてみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3点質問いただきました。

一つは、自衛隊の存在をどう考えているかということですね。これはどっちかって、個人的意見を求められているというよりは、これを出している、こういうふうに憲法を変えるべきではないという方々はどう思っているのかということを知りたいかなと思うんですけども、私たちは憲法、今これ出している人たちの中には、憲法、自衛隊を認めていないという方もいらっしゃると思うし、自衛隊は存在するけれども、できたら災害の、災害とかに行くことになって、9条を変えて、9条に自衛隊を書き込むことに反対だと言ってる一般市民、いっぱいいらっしゃると思うんですよ。

この今回出している内容は、今まで集団的自衛権の問題から、いわゆる安保法改定の際にあの国会でいっぱい集まってきた中で、市民連合ですね、野党、今では、4党と言ったのに5党ですね、野党5党と市民が一緒になった一致点の内容を今回書いているわけです。そこには認める人も認めない人もいるんですけども、今の安倍政権、憲法の中で今まで個別自衛権を認めてきた自民党だったのが、閣議決定、集団的自衛権を認めるような安倍政権ですね、その中で憲法

9条を変えたら戦争することになってしまうということで、反対だと言ってるわけですよ。

それで、自衛隊を認めるかどうかということについて言えば、賛成してる人も反対してる人も、日本の国に自衛隊があるというのは、もうこれ動かしがたい事実なんですよ。そういうことですよ、だと思っんですよ。実際に、来年度も幾らでしたっけ、5兆円もの防衛費を使って世界中で第何位かの軍事大国になろうとしている日本で、自衛隊があるかないかといったら目の前にあるのは事実ですよ。

この今、板井議員がおっしゃるのは、自衛隊の存在をどうするかということは、これは日本の国が戦後、いわゆる警察予備隊ができて、憲法ができた上で、朝鮮戦争で警察予備隊、自衛隊の前身ができたときからこれが国の中で二分する話だったんちゃうかと私は思ってるんですよ。その当時から、いわゆる戦争を放棄して戦力を持たないと決めた憲法のもとで、あのいわゆる朝鮮戦争が始まった1951年でしたっけ、その時期にアメリカからの要請で安保条約できたわけですよ。そこで警察予備隊ができたところから、この今の日本の国の矛盾って始まってると思っんです。そのときから自衛隊を認めるか認めていないかという論争が起きたと思っんですけども、私たちが所属してる政党も、共産党ですが、自衛隊が存在することは認めているし、認めているわけなんですよ。ありますよね。実際、今ありますからね。今後、この自衛隊をどのような自衛隊、どのようにしていくのかということは国民が判断することであるだろうと、こういうふうに言ってるわけです。

もうちょっと言えば、自衛隊と今の憲法は矛盾するという考え方もありますよね。当然、9条の1項、2項を見たら、戦力を持たないと言ってるんだから、あれだけ軍備を備えた自衛隊をどう見るかという点で、明らかにこれは軍ですよ、戦力を持っていますからね。それをどうするかということ言えば、これは戦後50数年にわたって政権持ってきた自民党が一定の答え出しているんですよ。個別的自衛権を持つ、本来どのような憲法を持とうと、個別的自衛権というのは自然発生的に、攻められたら自分たちで守るというのは、これはどの国も持ってることだといっところでの自衛としての戦力を認めるということで、憲法9条には抵触しないと言ってきたのが自民党なんですよ。そのもとで大きくなっていくことについての与野党の攻防があっただいことだといっふうに私は理解してあります。

2つ目の北朝鮮の問題で、海外で戦争する国と言うが、国際的立場は、日本はどう見てるのかという点ですよ。これは私は、日本は、憲法9条を正面に据えて外交を中心とした政治的な外交政策を行っっていくべきだといっふうに考えているし、多くの国もそう見てるのではないかと思っます。

今、北朝鮮が一番怖がっているのは、日本よりアメリカなんではないですか。どうして、それで日本がどう関与してくるかという、日本が今、北朝鮮にやったことがどうのこうののではなくて、北朝鮮に米軍基地が依然としてあること。そして、日本海周辺で韓国とアメリカが大々的な軍事演習をしていることについての恐怖だと思うんですよね。とりわけアメリカ大統領がトランプにかわってから、何するかわからないという脅威があるというのが、これ世界的に見て事実じゃないかと思うんですよ。そのときにどうするかというと、ならず者だと言ってあおって、戦争の危機を迎えるような愚直なことをしてはいけないというのが国際世論ではないでしょうか。今、トランプ大統領いろいろ言ってますが、ペリーさんでしたっけ、言ってますよね。話し合いに幾らでもすると言ってますよね。それと、ヨーロッパのほとんどの首脳たちは、外交的に解決すべきだと言ってるではありませんか。

日本の立場どう考えてるかということ、残念ながら安倍首相は世界中でも特異な存在だと。トランプ大統領以上に話し合いでは解決できないと言って、武力行使も辞すものではないと言ってる、本当に世界少数派だというふうに私は思っています。この北朝鮮の脅威があるから、自衛隊云々かんぬんというの私も現状にそぐわないというふうに思っています。

もう一つ言えば、最近、きょうの新聞に出ていましたよね。いわゆる弾道ミサイルを迎撃する固定した何でしたっけ……（「アショア」と呼ぶ者あり）アショア、これを2基、秋田県と山口県に設置したいと、こう言っていますよね。これを聞いて私はかえって聞きたいんです。これが本当に有効なんだろうかと思いません。北朝鮮に対しての脅威だ脅威だと言うけども、まして5年後ですよ、5年後を想定して弾道ミサイル迎撃する場所を持っていくというやり方ですよ。これがこの国際的にとる立場だとすれば、余りにも脅威をあおるやり方だと言わざるを得ないし、ましてアショアというのはルーマニアとポーランドに設置しているといいますけども、これはアメリカがつくったというんですけど、無償提供ですよ。これを買うのは世界的には日本が初めてで、それもアメリカの言いなりで800億から1,000億になったというわけでしょう。こういうやり方を見ている限り、どういう立場、国際的立場はどうかということ、残念ながらアメリカ言いなりに、この間の日米首脳会談であったように、アメリカの高い買い物を日本に負わされていると世界中が見ているのではないのでしょうか、私はそういうふうに思います。

3つ目の安倍政権下でいけなくて、ほかでいいのかという問題ですね。この安倍政権下と書いたのは、今、野党5党と市民が一致してる内容です。

理由は、この安倍政権というのは、今までの自民政権にない態度をとったからです。それは自民党が、個別的自衛権は憲法の範囲内と言ってきたのが、集団的自衛権も含まれると言って閣

議決定をしたというのが決定的理由です。

一番わかりやすく言ったのが立憲民主党の枝野さんだと思うんですけども、このように憲法をないがしろにして、憲法違反だと多くの学者が言ってる集団自衛権の問題をも閣議決定するような安倍政権が、憲法9条に自衛隊を加えたら何をするかわからない、こういうふうに言われましたよね。これは全く私は国民の世論を代弁する声だというふうに思っております。そういう意味では、現時点では安倍政権が9条を改憲するのはいけないというのが野党5党と国民がまとまっていることです。

この中では、中には、憲法としては変えていいところもあるかもしれないと思ってる方もいらっしゃると思います。でも、今の動きの改憲というのは、教育無償化や参議院の合区問題出しているけれども、それではなくおそらく、この大本命が憲法9条の改定になるんだろうというところから、一致して、安倍政権下でのことについてやめさせようというふうにまとめているところなんです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。ちょっと長々と、長過ぎて私もちょっと理解になかなか難しかったんですけど、やはり先ほどの説明の中でいうと、自衛隊という存在は、ある程度は認めるということになると、この文章の中にある空文化ということがありますね、憲法9条の空文化、これを認めているということだと思ってるんですけど、それならば、やはり憲法を、9条を変えて、やはり自衛隊の存在というものを認めるならば、そこに憲法にちゃんと明記していく、それが責任ではないかなというふうに思っているんですけど、最終的にその辺について聞きたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 長くなって申しわけありません。

先日、超党派の両国会の国会議員が、憲法問題審査すると言ってヨーロッパに行かれたそうです。そこで、あなたたちは憲法のどこを変えようとしているのかということに対して、自民党の中谷元防衛庁の大臣でしたか、その方が、戦後70年間、憲法があるおかげで今ある自衛隊の存在について明記することが重要になっていると言えば、相手の方、フランスの国だと思うんですけども、どうして書く必要があるのかと。戦後70年間そういう解釈で来たのを、どうしていろんな声があるのに変えないといけないのかということに、残念ながら自民党の国会議員は答えられなかったと。それで帰りの飛行機の中では、マスコミがついてこなくてよかったよなど、これ

がわかれば大変なことになるなどって帰ってきたというのが、うちの共産党の一緒に行った国会議員が報告してくれた内容なんですね。

板井議員がおっしゃる、存在を認めているのでは書けばいいのではないかというのは、私は聞きたいのですが、どうして今の憲法に自衛隊を明記しないといけないんでしょうか。あなたの方の先輩の自民党の方々は、警察予備隊からいろいろしてくるたびに、非常な憲法の立場とアメリカの言い分をどこで一致させるかという、それはそういう意味でいえば、歴代首脳を含めて国をかじをとってきた方が、もうそこに相当な努力をしてきたというのが戦後の保守政治のあり方ではなかったかと思うんですよ。その方々が、歴代の首脳の方々がどう言われてもこの憲法9条を盾にして断ってきたということもあるわけですよ。そこに自衛隊を書き込む必要というのは今あるんでしょうかということですよ。今までなくても予算組んでやってきたところに入れる必要があるんでしょうか。唯一、理由として言っているのは、安倍首相が自衛隊の家族はかわいそうだとやったんですよ。あんなに災害でしてるのに自衛隊で書けなくて、憲法では存在すら認められていないと、こう言うんですけども、憲法は何ら自衛隊の存在を書く必要はないと私は思っています。

少なくとも板井議員の言い分は、何分にも自衛隊の立場言ってるのか知りませんが、今の安倍政権のとっているところで言えば、書き加えるということは、安保法を通して、武器の三原則も崩して、なし崩しにやってきてるところを見れば、やはり自衛隊書き込むということは、集団的自衛権で自衛隊を海外に出させていくことに結びついていくことほかならないということと、もう一つ言えば、この自衛隊を明記するというのは日本会議の提案であるということですよ。

先月の11月に安倍首相は、この日本会議にビデオテープを送っています。あなた方と一緒に、これまでの皆さんの主張を実現するために頑張ると、こう答えてるわけですね。そこが、公明党が加憲と言っているので、憲法に書き加えるということについて言えばいいのではないかとということ提案してきたというのがこれだということを指摘しておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。先ほど自衛隊の家族を守るが、かわいそうだということと言われたんですけど、これは決して今の状態がかわいそうではなくて、海外とか出て、世界の平和を守るために自衛隊も動いてるわけです。そういった中であって、今この憲法があると、要するに武器を使用することが、要するに自分を守るときしかできない。そういうことは危険が非常に伴うと、そういったところがかわいそうだ。自衛隊員の立場をしっかりと決めて、そして身の安全を守るというためには、この憲法の中に書き込まないとその対応ができないというふう

に安倍さんも言ってるわけです。その点についてどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 板井議員、全くおっしゃるとおりで、何のために憲法を書き加えるかということ、自衛のため以外に使うことができないということになるんですよ。そうでしょう。今おっしゃったとおりですよ。個別的自衛権は、自分が攻められたときには最低限守るとして武器を持ったんですよ。

ところが、安倍さんが言ってるかわいそうというのは、海外に出て行って平和を守るために行っておって、丸腰ではできないので武器を持つんだと。誰に武器を向けるんですか。自衛のためでなくなっちゃいますよね。まして、世界の平和で、自衛のために日本より裏側に行って武器を持つ必要はないわけですよ。外国で平和のためにしているということはこういうことでしょう。外国で平和のためにしてるということは、日本の自衛のためにしている。集団的自衛権と言いながらも、安倍首相は、日本国に関係のあることしか動けないと言っているんですよ。

とすれば、板井さんがおっしゃったように、安倍首相が海外で自分を守る以外に武器使えないから困るんだというのは、自分が守り以外で何なんですか。武器というのは自分守る以外は相手を攻めるしかないんですよ。それをしようとするのが憲法の9条に書き込ませるということなんです。これでは、集団的自衛権どころか自衛隊の名前でもなくなっちゃうということです。全く軍隊になるというのが、これが今、多くの方々が心配してるということです。まさしくそういうことです。板井議員はよう言ってくれたと思いますよ。そういうことだと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ちょっと2点だけお聞きしたいと思います。

一つは、村山政権になったとき、あれが旧社会党とは、ずっと社会党と共産党は、自衛隊は認めないというのを認識ずっとしておりましたが、社会党政権になって村山さんが自衛隊を認められました。今の真壁議員の発言お聞きしましたら、自分の党も自衛隊を認めるような発言されましたが、その確認と、今の自衛隊はこの安保法制のどこからいろいろ国会で議論されて、憲法学者が今の自衛隊は違憲であるということを堂々と言われました。その違憲状態を何とかしようというのでこういうことになったのだないかなと思いますけども、その2点の見解をちょっと明快に、個人の見解か党の見解かそれは別として、それもわかればいいんですけども、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 村山政権が自衛隊を認めたときに、ルビコン川を渡ったというように言われましたよね。あの自衛隊を認めるもう少し前に社会党がやったのは、いわゆる安保条約を認めたんですよね。安保条約認めるイコール自衛隊認めていくということになっちゃうわけですよね。これがルビコン川を渡ったと、こう政治的に言われているということだというふうに私は思っています。

それで、共産党が自衛隊を認めると言ったというのは、自衛隊の存在を認めてるということなんです。いわゆる消費税に反対しても、消費税があるの認めて国民がお金払う。国保税が高いからといって払わないわけではない。自衛隊は反対だと言っても、日本の国に存在してる自衛隊は認める、これも客観的事実だということを言っているんですよ。だから、例えば自衛隊が、自衛隊の人たちの待遇改善をしろというようなことなんか……（発言する者あり）そういうことです。だから、認めるということはそういうことです。だから、自衛隊が違憲かと言われたときには、憲法違反かと言われたときは、個人の答えは明確に憲法違反だと思っているということ言うし、共産党も憲法違反だという見解を持っているんです。ところが、国の存在として自衛隊の存在というのは現にありますからね。それを認めることについて将来はどうするかという国民が判断するだろうというのが今の意見だし、前に聞かれた、仮に北朝鮮が日本を攻めてきたらどうするかというと、自衛隊が出動させるということは共産党も言っているということです。

もう一つの違憲であるというのは、憲法学者が違憲という意見は半数以上あると思いますよ、憲法学者が違憲というのは。私の意見聞かれても、自衛隊というのは憲法違反だと私は思っています。

でも、何回も言うように、今回出しているのは、この憲法違反かどうかということではなくて、憲法9条の3項に書き込むことについては反対だということを言っていくということの内容ですので、混同しないようにしていただきたいと思います。これは統一戦線の立場からよくあることです。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

冒頭に、先ほど真壁議員さん、立派に軍事費と申されましたので、これは防衛費ではないかなというふうに思っております。

まず、意見書にもありますとおり、現憲法は施行後70年余りを経過しておりますが、この間、一字の改定もされないまま現在に至っております。これはできなかったからであります。

安倍総理は5月3日のときに、9条に第3項を追加し、自衛隊の存在を明記するよう述べておられますが、後日、内容については党と憲法審査会に委ねるとも発言されております。いずれにいたしましても、70年間憲法を一字一句改定してない国は、先進国では日本だけではないかなというふうに思っております。

現憲法は、戦後間もなく占領軍の施政下で制定された憲法です。日本はその後、急成長を遂げ、今では生活、自然、そして国際的な環境も様変わりしてきております。これからの70年、100年後の先を見据えたときに、果たしてこのままでよいのかと、私は国民的な議論をしてもよいのではないかとこのように考えております。

そして、こういうふうにも言うておられますが、自衛隊は災害救助を含め、24時間365日、領土・領海・領空、そして日本人の命を守り抜く、その任務を果たしています。自衛隊は現憲法では違憲かもしれないが、何かあれば命を張って守ってくれでは余りにも無責任ではないかとも言及されております。

誰も好んで戦争をしたいと思う人はいないと思います。国会で発議できる今、国民的な議論をするべきだというふうに私は考えて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 長束です。意見書に対して賛成の立場で申し上げます。

いつの世でも戦争や紛争を起こすのは、時の権力者や指導者が引き起こして、一般市民、女性、子供、老人など、立場の弱い人たちが犠牲になっております。悲惨な犠牲者を大量に出してしまった太平洋戦争を二度と起こさない気持ちで、戦後72年間、平和な社会を築いてきました。権力の暴走をとめるのは憲法の縛りであります。歴代の内閣はさまざまな議論を重ねながらも、憲法を変えることなく平和を守ってきたのであります。

安倍総理が憲法9条に自衛隊を明記すると発言されました。憲法9条にあえて自衛隊をなぜ明記する必要があるのでしょうか。ここで改めて憲法を紹介します。

第2章、戦争の放棄。第9条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として

は、永久にこれを放棄する。」「2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とあります。制約を課し、自衛隊を統制することに機能しています。この3項に自衛隊を追加して、自衛隊をどうしようとしているのでしょうか。

国会で11月30日、ある議員の答弁でこの3項を追加することについて、自衛権には集団的自衛権の行使も入ると答弁されています。専守防衛を逸脱した集団的自衛権の一部行使容認、これを許した自衛隊を、地球規模で地球の裏側まで展開可能としたことで、一たび紛争が発生し巻き込まれたならば、一体的な組織、部隊と見られ、好むと好まざるにかかわらず交戦状況が生まれ、犠牲が発生する危険性は極めて大であります。他国で交戦するのでしょうか。

太平洋戦争の元大本営参謀であり、元自衛隊で役職をされた方が「山から転がした大石の方向は変えられない」、また、「一握りの指導者の戦略の失敗を、戦術や戦闘で取り戻すことは不可能である」と述べておられます。自衛隊を明記することは、戦争を許さないとしてきた9条の価値観の転換につながり、加憲の一步は後戻りできない地点に向けた一步となると考えます。

今、私たちは大きな分岐点を迎えております。道を誤ってはいけません。戦争ができる国にすることを認めてはいけません。子供や孫たちが戦いに参加するのを防ぐのは私たちの役目だと考えます。防がなければいけません。

以上のことから、憲法9条改憲に反対する意見書に賛同するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありますか。

反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。反対ですね。

○議員（5番 白川 立真君） 反対。

先ほどから活発な討論が行われております。私も私見を挟みながら反対討論をさせていただきたいと思っております。

まず、私たちは戦争を好まない民族であります。この姿は、はるか昔、いにしへの憲法に明記されました。「和をもってとうとしとなし、忤らうことなき宗とせよ。」「上和らぎ下むつびて、事をあげつらうにかなうときは、すなわち事理おのずから通ず。」まず、和を大切にすること、そして上下関係なく何事も計らって協調して調和すれば、どんなに大きなことでも成し遂げられますという和をテーマにした憲法がつくられました。今から1,400年前につくられた十七条の憲法の一部です。今日でも十分に通用するこの国に生きる人々の姿が描かれております。憲法は、そこに生きる人々がその国を思い、その国のありようを映した鏡であります。現行憲法のよ

うに、宗教も民族も違う、歴史観も全く違うアメリカの軍人がたったの1週間でつくり上げ、占領下において押しつけるようなものではありません。

昨年アメリカ大統領選挙中、日本の核武装について発言したトランプ候補に対してバイデン副大統領は、そんなことができるはずがない。日本の憲法は我々アメリカがつくったものだ。トランプは学校で習わなかったのか、そうはっきり明言をいたしました。

さらに、日本の憲法学者が、日本国憲法作成にかかわったGHQ民生局のおじいさんへインタビューした際、そのおじいさんは、まだそんなもの使っているの。いずれ日本が独立するまでの暫定的なものだと思っていたと驚いておりました。だとすれば、我々は今の憲法にどのように正対すればよいのでしょうか。

中国は、尖閣諸島を自国のものと言い張り、北朝鮮は核で脅しをかけてくる今日、やはり改正の本丸は9条でなければなりません。9条はこれまでも、見方によってさまざまに読める玉虫色の条文であり、時の政府、政治は解釈に頼るほかありませんでした。国民の命がかかった重要な条文がこれでは悲しくなります。

では、この9条という迷路を歩むとき、何を目印に進めばよいのでしょうか。私は、防衛という明かりを目印にしたらいと思っております。防衛の理念の中で、事が起こったらどうするかと言う前に、武力衝突を未然に防ぐ、事を起こさせないという理念が重要であります。私たちは平和学習として学校などで戦争の悲惨さを学びますが、どのようにして戦争が始まるのか、また、始まったのかという経緯を知ることは重要であります。あの大戦から70年余り、世界のあちらこちらで紛争、戦争が起こっております。イデオロギー対立が背景にある中で、政治的空白、外交的空白、また、力の空白がその引き金となった例は幾つかあります。

あえて一つ例を挙げるならば、朝鮮戦争です。1950年6月25日、ソ連製の兵器をまとった北朝鮮軍は38度線を越え、何と3日目でソウルを陥落いたしました。4日目、アメリカが参戦したことで長期戦となっていきました。では、この戦争のきっかけは何だったのでしょうか。この中で、このきっかけが答えられる方は何人ぐらいおられるのでしょうか。

この年の1月、つまり1950年の1月、アメリカの国務長官は、東アジアの防衛ラインはアリューシャン列島から日本を通過して、沖縄を通過してフィリピンまでであると発言しました。これが後に大変なことを引き起こす。少し頭に地図を描いていただきたいと思います。防衛ラインの向こうにある朝鮮半島や台湾には関与しないと誤解を招く発言でした。これに対し、ソ連や中国は、朝鮮半島についてもうアメリカは関与してこないんだと誤解をいたします。

さらに、前日の24日は、アメリカ軍はほとんど韓国に展開しておらず、警戒態勢も解かれ、

ソウルでは将校たちによるどんちゃん騒ぎが行われておりました。つまり、開戦の前日、6月24日は政治の空白と力の空白が生まれていたわけであります。ソ連や中国は、アメリカの言うラインの外側にある朝鮮半島は赤化、共産化できると確信していたわけです。

今日、不安定な周辺環境の中で、あらゆるパターンに対応できる強い抑止力が求められると思っております。我が国は、抑止力というパワーバランスを保ち、我が国の平和と独立を守り、直接侵略や間接侵略に対してしっかりと防衛できる組織、自衛隊をこの国のありようとして明記する必要があると考えておりますので、この意見書には反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほどから少し出ている日本会議のことですけれども、これ森友・加計学園問題のときにも一度浮上してきた言葉です。このときは保育園の子供たちが教育勅語を暗唱している、そういったニュースと一緒にこの日本会議のことが一緒にニュースに流れていたかと思えます。

この日本会議の中で、特に日本会議の政策委員である伊藤哲夫氏が、これが発言されていることがございます。この方は、ことしの6月にインタビューで次のようなことを言われておられます。憲法9条に3項を加える。ただし、前項の規定は、確立された憲法に基づき自衛隊のための実力の保持を否定するものではないといった規定を入れる。一言で言えば、改憲は加憲からという考え方ほかならない。3分の2の重要な一角たる公明党の主張に単に適応させるといった方向性だけにとどまらないことを指摘したい。むしろ、護憲派にこちらから揺さぶりをかけ、これが昨年のような統一戦線を容易に形成させないための積極的戦略である。残念ながら今日の国民世論の現状は、戦後レジームからの脱却といった文面での改憲を支持していない。とすれば、ここは一步退き、現行の憲法は規定を当面認めた上で、その補完に出るのが賢明ではないか、こういうふうな言われ方をされております。この中には、憲法の変えるんだという意味だけでしかまだ語られていないというところですよ。

それと、現在、北朝鮮の脅威、これが若い人の中で、北朝鮮の脅威があるのであるから憲法9条は変えるべきではないか、そういった意見を持たれている方がおります。しかしながら、これには大きな問題が幾つかあると思っております。

一つは、アメリカが湾岸戦争を始めたとき、このとき、メディア戦略が変わりました。これは今も続いております。現在、ニュースで戦争の映像が流れるとき、人の死骸とかそういったものは全く流れません。戦争の映像は、遠い対岸で戦火の炎がちらちら映るだけ、もしくは爆撃機な

どから見おろした爆弾が投下されるだけの映像、そういったものしか流れません。あと流れるのは、戦闘が終わった後、建物が破壊された様子、そういった映像しか流れません。その中にも負傷した方、そういった方は全く映らないようになっております。若い人の中には、こういった映像だけ見ていると、まるでテレビゲームの感覚になってしまいます。本来であれば戦火の映像の下には大量の破壊があります。さらには、多くの人の死が生じています。にもかかわらず、そういった映像は全く流れておりません。若い人の中に、北朝鮮の脅威があるから憲法9条を変えてしまってもいいのではないかと、そういった意見に陥られる方も多くいるのではないかと思います。

過去、特にここ何年、ここ最近、戦争で武力の力を使って国と国が解決をしたという例はほとんどございません。例えばアメリカがイラクを戦争でおとしめたとき、このとき最終的にはどうなったのか、イラク政権においてある程度高い地位にいた人、これはイラクを逃げ出しました。そしてその結果できたのがI Sです。I Sの根底をつくったのはアメリカとイラクの戦争が原因です。そして、これがもとで現在、多くの問題が生じております。今、I Sが壊滅しました。I Sに1万とか1万5,000とか多くの外国の方が参加されています。そして、この方は今どこに行ったのか、自国に戻ったのか、全くわかっておりません。新しいテロの脅威が新たに発生したのではないかと。武力間による国と国による解決、これは絶対やってはならないことです。結局のところは大きな禍根が残るだけでしかありません。

現在、北朝鮮の問題で脅威ということと憲法改憲の問題が一緒になっていますが、これは全く別の問題であり、2つに分けて考えなければならない問題です。憲法の改憲の、憲法解釈の問題、まずその前に解決、北朝鮮とアメリカによる論議による対話、これが存在しなければ先に進みません。武力衝突、間違っても偶発的な武力衝突だけは避けなければならない問題です。

あともう一つ。今回、憲法改正する場合、最終的に国民投票になることになっております。そして、国民投票を行った場合、国民投票法があります。国民投票は国政選挙とは全く違います。特に一番違うのが、費用が全く規制がなっていないことです。ポスターとかビラとか配布枚数、これは全く規制がありません。宣伝カーの制限もありません。テレビCM、新聞広告、これも制限が入っておりません。こういった状態での国民投票、結局は資金が多くあるところが有利、アメリカの大統領選挙みたいな形になってしまいます。

また、この国民投票、過半数ということが問題になっておりますけれども、最低投票率が決まっております。もし、投票率が40%であった場合、その場合、過半数が全体の21%以上ということになります。つまり、国民投票であった場合、全体の投票率によって大きく変わります。40%であった場合、全体投票の21%の賛成で国民投票は審査された、そういうことになって

まいります。

以上、述べたところを申しまして、今回、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、安倍政権下での憲法9条の改憲に反対する意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第29 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をいたしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

日程第30 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第6回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これもちまして平成29年第6回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時08分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 平成29年12月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月8日から本日までの13日間にわたって、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会の宣告ができましたことは、議長として喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、深く敬意を表します。

また、11日と12日には、11名の議員が町政に対しての一般質問を行いました。議員各位からの意見、要望等につきましては、事業を執行されるに当たり、施策に十分に反映されますよう強く要望する次第であります。

議員の皆様におかれましては、不断の議員活動を通じ、より一層町民の負託に応えていただくようお願い申し上げます。

さて、現在、年末の交通安全県民運動中でございます。どうか町民の皆様におかれましては、事故のない穏やかな年末となりますように、また、迎える新しい年がよき年でありますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。どうも御苦労さんでした。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月8日から本日まで13日間にわたりまして、一般会計補正予算など25議案について御審議いただきました。本日、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

11、12日両日には、11名の議員の皆様から一般質問を頂戴いたしました。子供たちの教育環境の課題、地方創生への課題、南部町の農業・林業の課題など、現在、南部町が抱えてる問題の核心を突く御質問を頂戴したところでございます。

それぞれの質問に私なりに丁寧な答弁を心がけましたが、議論のかみ合わなかった点もあったかと思えます。私の勉強不足の面もあると思えますので、今後の議員活動を通じまして御指導いただきますよう、改めてお願いする次第でございます。

いよいよことしもあとわずかとなってまいりました。議員各位におかれましては、どうぞ御自愛の上、お過ごしいただきまして、よいお年をお迎えになりますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とします。どうもありがとうございました。
